

赤磐市 あかまつ荘
介護予防・日常生活支援総合事業
指定第一号通所事業（緩和した基準による通所サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人江原恵明会が設置する赤磐市 あかまつ荘（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号通所事業（緩和した基準による通所サービス）（以下、「基準緩和型通所サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 基準緩和型通所サービスの提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 基準緩和型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「赤磐市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成28年赤磐市告示第89号）及び「赤磐市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年赤磐市告示第8号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 赤磐市 あかまつ荘
- (2) 所在地 赤磐市塩木 11

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、基準緩和型通所サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 従事者 1名

従事者は、基準緩和型通所サービスの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 水曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時00分から午後2時00分までとする。

(基準緩和型通所サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日1単位 10名とする。

(基準緩和型通所サービスの内容)

第8条 基準緩和型通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導 (相談・援助等)、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ (介護予防) など

(利用料等)

第9条 基準緩和型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、赤磐市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年赤磐市告示第89号)に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費を徴収する。
- 4 その他、基準緩和型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 基準緩和型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

赤磐市旧吉井地区

赤磐市旧赤坂地区(大苅田、由津里、山口、東窪田及び西窪田を除く)

赤磐市旧熊山地区(酌田、岡、殿谷、佐古及び沢原)

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は基準緩和型通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 基準緩和型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対するは基準緩和型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対するは基準緩和型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

4 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

(苦情解決)

第15条 基準緩和型通所サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した基準緩和型通所サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した基準緩和型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法

律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- 3 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、発見した職員は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者は職員の中から指名する。

(身体的拘束等)

第18条 事業所は、従事者がサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

二 事業者は、身体的拘束等に関する研修を定期的を開催する。また、従事

者の新規採用時には必ず身体的拘束等に関する研修を実施します。

(感染症対策)

第19条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、対策委員会にて随時見直すこととする。
- 3 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練をおおむね6カ月に1回開催する。
- 4 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- 5 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- 2 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行います。
- 4 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、及び利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとします。
- 5 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 6 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(電磁的記録等)

- 第21条 事業所及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ）で行うこと規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、電気的方式その他人の知覚によって認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 二 あかまつ荘及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、電気的方式その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）によることができる。

(ハラスメント対策)

- 第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。
- 1 事業所は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする
 - 2 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - 3 継続研修 年1回
- 二 事業所は、基準緩和型通所サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日の属する年度の終了の日から5年間保存するものとする。
- 三 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は赤磐市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第24条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を赤磐市へ届け出なければならない。

- 1 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 2 廃止し、又は休止しようとする理由
- 3 現に基準緩和型通所サービスを受けている者に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和4年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和4年12月1日より一部改定する。

この規定は、令和6年12月1日より一部改定する。